○国土交通省告示第五百三十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十八日から三十日間国土交通省四国地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年七月十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　四国縦貫自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
伊予市中山町未九〇三番二から愛媛県喜多郡内子町立山五三九一番一まで	前	最大 一五五 最小 二二	二三一九
	後	最大 一五五 最小 二二	

○四国地方整備局告示第四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十八日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
高知県幡多郡黒潮町入野字神ノ前五九四番一から四万十市右山字南中山一九二三番一まで	前	A 八・七三～一〇八・四〇 B 一二・六四～二四六・四三	八・三〇六 〇・九九六	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 八・七三～一〇八・四〇 B・C 一二・六四～二四六・四三	八・三〇六 三・六六〇	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○九州地方整備局告示第九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十八日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十号及び四百四十八号	日南市大字伊比井字鷲巣三九六六番から同市大字伊比井字向鷲巣二九六四番四まで	九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年七月十八日

○九州地方整備局告示第九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月十八日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十九年九州地方整備局告示第百四十八号筑豊広域都市計画下水道事業遠賀川中流流域下水道

三　事業施行期間　自平成十二年三月二十八日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十八日

北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十号	北海道虻田郡喜茂別町字川上八〇番一地先から同町字川上八一番地先まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部

供用開始の期日　令和七年七月十八日

○沖縄総合事務局告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月十八日

沖縄総合事務局長　小八木大成

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年沖縄総合事務局告示第四十二号中部広域都市計画道路事業三・二・六号胡屋泡瀬線

三　事業施行期間　自平成二十五年九月十八日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十五年沖縄総合事務局告示第四十二号の事業地のうち沖縄県沖縄市高原三丁目、高原四丁目及び高原五丁目並びに大里一丁目及び大里二丁目地内において事業地を変更し、沖縄県沖縄市大里三丁目地内を加える。

使用の部分　なし

人事異動

内閣

○財務大臣臨時代理

国務大臣

財務大臣加藤勝信海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する　村上誠一郎

同

内閣府特命担当大臣加藤勝信海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を命ずる　村上誠一郎

○環境大臣臨時代理解職

同

環境大臣浅尾慶一郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く　小泉進次郎

同

内閣府特命担当大臣浅尾慶一郎帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力防災）事務代理を免ずる　小泉進次郎

簡易裁判所判事兼判事補に任命する（各通）

（東京地方裁判所判事）判事　雨宮　竜太

（名古屋地方裁判所判事兼名古屋家庭裁判所判事）同　小橋陽一郎

簡易裁判所判事に兼ねて任命する（各通）（以上七月十六日）

（厚生労働省大臣官房厚生科学課長）厚生労働技官　濵口　紗織

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣感染症危機管理統括庁））に昇任させる　眞鍋　馨